

兵庫大学短期大学部

令和5年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

兵庫大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

短期大学の使命・目的及び教育目的は、学則に明示し、建学の精神である「和」を育む仏教主義の個性・特色を反映するとともに、ホームページなどを通じて学内外へ周知している。「睦学園グランドデザイン 2030」で法人の目指すべき方向性を示し、「地域になくてはならない短期大学」と定め、教育目的の実現のため、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいた教育プログラムを展開している。短期大学及び法人は、社会の変化や地域の要望、4年制大学志向を見据え、4年制大学の併設や改組転換を行っている。教育研究組織として、学科のほか、附属図書館、学修基盤センター、先進教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジ、地域医療福祉研修センターの附属施設を設置している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえ、短期大学及び学科のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知するとともに、ポリシーに沿った多様な入学者の受入れを実施し、入学定員に沿った学生数は概ね維持している。クラス担任制度を設け、クラス担任と職員が協働して学修支援を行うとともに、「障がい学生支援オフィス」を通じ、障がいのある学生への学修支援を行っている。教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関するキャリア支援体制及び奨学金など、学生生活安定のための支援体制を整備している。設置基準を満たした施設・設備のもと、図書館、情報サービス施設など教育目的達成のための学修環境を整備している。学生の意見・要望を受止め、これからの短期大学の改革及び教育運営に役立てることを目的に、学生提言の「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」を開催している。

〈優れた点〉

○学生食堂では、朝食を 100 円で提供しており、経済的な学生支援だけでなく健康管理の面からも評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえた短期大学及び学科のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・進級・卒業認定基準を

厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成し、カリキュラムマップやナンバリングで体系性を明示している。ルーブリック評価や学修ポートフォリオ、LMS(Learning Management System)を導入して可視化を図り、授業アンケートのフィードバックにより、教授方法の開発、工夫・改善を行っている。三つのポリシーに基づき、アセスメントポリシーを定め、全学・学科・科目の3レベルで学修成果を検証している。学修成果の点検・評価方法を確立すべく、「兵大 BasicsABC」「兵大プロフェッショナル力」からなるカリキュラム大綱を設定し、学生の学びの「見える化」を推進している。

「基準4. 教員・職員」について

短期大学の使命・目的達成のため規則を整備し、適切な教学マネジメント体制を構築している。副学長と学長補佐を置き、組織上の位置付けや役割、権限と責任の分散を明確にし、大学と合同で実施する会議体である「大学運営会議」及び「教育改革推進会議」により、学長がリーダーシップを適切に発揮できる環境を整備している。教育研究に関する教授会の位置付けや役割は明確で、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置している。設置基準などで定める専任教員数、教授数を満たすとともに、教員の採用・昇任は、諸規則に基づき行われており、短期大学の教育目的及び教育課程に即した教員確保と配置をしている。教職協働による教学マネジメント体制確立のため、学長直轄の「FD・SD オフィス」により、研修会や授業公開を行うほか、教員評価委員会による教員評価などを行っている。専任教員に対する研究環境の整備とともに、コンプライアンス及び研究倫理に対する諸規則を整備して、厳正に運用している。

〈優れた点〉

- 教育の質の向上に資する成果を収めた教員を表彰する「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 グッド・プラクティス賞」の選抜を、授業評価アンケートなど学生の声を反映し行っている点は、評価できる。
- 活動報告の一環として、「FD・SD Newsletter」を学長直轄の組織であるFD・SD オフィスが作成し、活動の具体的な様子を定期的に学内に向け発信・啓発している点は、評価できる。
- 短期大学全体として組織的に授業公開制度を整備し、全教員に公開と参観を義務付け、教員相互の研さんを促している点は、評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、諸規則に基づく運営とともに、環境保全、人権、安全に配慮し、建学の精神に基づく使命・目的達成のため、「睦学園グランドデザイン2030」を策定し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。理事長は、創立記念日における教職員への経営状況の説明、所属長との懇話会を通じ、法人方針の周知、意見交換を行っている。財務比率の一部においては厳しい数値も見受けられるが、健全な財政基盤の構築に重点戦略を置いた、令和5(2023)～令和9(2027)年度の5か年の財務計画により、収支バランスの確保を目指すとともに、科学研究費助成事業など外部資金の導入の努力を行っている。学校法人会計基準及び法人の諸規則に基づく会計処理は適正である。

〈優れた点〉

- 携帯可能なポケット版「大地震対応マニュアル」を作成し、全学生と教職員へ配付し、日常的な防災意識の啓発に努めている点は評価できる。
- 毎年の法人の創立記念日に全教職員が一堂に集まり、理事長による経営状況の説明などを通じ、法人全体としての意見交換を行っている点は、評価できる。
- 理事長と各所属長が毎月1回定例で、教学面や管理運営面の諸課題について意見交換する懇話会を実施している点は、評価できる。
- 外部資金の導入について、有料のエクステンション・カレッジの開講数が多く、今後も生涯学習やリカレント教育の場の拡充を計画しており評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

短期大学の使命・目的に沿った自主的・自律的な自己点検・評価のため、学長を長とした「大学質保証委員会」と、そのもとに教育担当副学長を長とした「自己点検・評価委員会」を大学と合同で実施する委員会として置き、内部質保証への全学的な方針の明示、恒常的な組織体制の整備及び責任体制を明確にしている。「自己点検・評価報告書」は全学で共有するとともに、ホームページで毎年度公表している。情報の集計・分析の一元化のため、IR推進室のもと、学生支援データベースシステム「HUsystem」の活用により、戦略的な短期大学運営を推進している。三つのポリシーに基づく内部質保証は、アセスメント体制により学生の学修成果を検証し、教育効果の可視化に役立てている。法人及び短期大学は、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ中期計画を策定しており、内部質保証のためのPDCAサイクルは確立し、仕組みは機能している。

〈優れた点〉

- 情報の一元化、共有、活用をコンセプトとした独自の学生支援システムとして「HUsystem」を構築し、教職員が組織的に学生個々の成長を支援するとともに、システムの内製化により、スピーディな解決と的確さ、コスト削減を行っていることは高く評価できる。

総じて、短期大学は、建学の精神に基づいた、使命・目的及び教育研究目的により、地域に貢献する人材育成を行うとともに、令和12(2030)年に目指す姿を「地域になくはない短期大学」と定め、その実現に向けた教育プログラムを展開している。また、大学間連携や地元兵庫県加古川市をはじめとした包括連携協定により、時代の変化に対応し、質の高い教育機関として地域社会に寄与している。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「和」を育む仏教主義に基づき明文化した使命・目的及び教育目的を、学則に簡潔に明示している。

学則に、短期大学の使命・目的を「豊かな人間性を涵養し、以て社会に貢献できる見識と能力を備えた職業人としての有能な人材を養成すること」と定め、学科の教育目的を「それぞれの専門分野において必要となる人格形成教育」と明示しており、「仏教主義に基づく教育」「地域に根ざした教育」「一人ひとりの夢を叶える丁寧な教育」の三つの個性・特色を反映している。

短期大学及び法人は、地域からの強い要望により、学科の増設、名称変更を行うとともに、社会の変化や 4 年制大学志向を見据え、4 年制大学の併設や改組転換を行っており、変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、法人、短期大学の各会議体での審議過程で、役員、教職員が関与・参画しており、理解と支持を得るとともに、式辞、刊行物、共通教育科目や「定例礼拝」、ホームページなどを通じて学内外へ周知している。

法人の目指すべき方向性を示した「睦学園グランドデザイン 2030」において、令和

12(2030)年に目指す姿を「地域になくてはならない短期大学」と定め、三つのポリシーに基づいた教育プログラムを展開している。

教育研究組織として、学科のほか、附属施設として、附属図書館、学修基盤センター、先進教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジ、地域医療福祉研修センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、短期大学及び学科のアドミSSION・ポリシーを策定し、ホームページで公表するとともに、「入試解説ブック」や「教育方針」を作成し、オープンキャンパスや進学説明会などで配付、周知を図っている。

入学部入学課を置き、アドミSSION・ポリシーに沿った多様な入学者の受入れを「ありがたいのプロフェッショナル選抜」と称して実施している。入試問題は学内の教員で作成し、検証は、入試委員会などでの議論、高校訪問での聞き取り、外部業者による分析・意見、「入学時調査」などにより行っている。

短期大学全体として入学定員に沿った学生数は概ね維持しており、今後の募集活動として具体的な方針を定めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任制度を設け、教学部教務課の職員と協働し、さまざまな学修支援を行っている。また、教学情報システムや教育支援システム、学生支援データベースシステム

「HUsystem」の導入により、学修支援体制を適切に整備・運営している。

フレッシュマンセミナーやゼミ内で上級生が下級生を支援する体制を確立させている。全教員がオフィスアワーを設定し、周知している。専門職員を配置した「障がい学生支援オフィス」を通じ、合理的配慮の提供など、障がいのある学生への学修支援を行っている。

中途退学、休学及び留年などの可能性がある学生情報は教職員間で共有し、「学生面談システム」やゼミの授業、「兵大『学びのカルテ』」を活用し、取分け1年次の支援体制の充実を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全学的な体制として就職推進委員会を、加えて学科内に就職試験対策委員会を置き、学科を中心に、学生支援課、教職センター、保育科学生サポート室との連携を密に行うことで、キャリア教育のための支援体制を構築している。

短期大学は保育者養成校であり、教育課程全体がキャリア教育を担っているといえるが、特に教育課程内では、「学び発見ゼミ」「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」で就職を見据えた細かいキャリア教育を行うとともに、授業内での園児との交流や、子育て支援行事の企画・運営など、子どもとの関わりを通して実践力を高められる教育内容を展開している。教育課程外では、学生支援課において学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接指導、各種講座や説明会の実施などの具体的なキャリア支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のため、教学部長を委員長とする学生委員会を置き、事務組織として学生支援課を設置するとともに、健康管理センター、留学・国際交流センター、「障がい学生支援オフィス」、ボランティアセンターを設置し、それぞれに専任の職員を配置、学生生活安定のための組織を整備している。

学生サービスとして、課外活動団体やボランティア活動への支援、「なんでも相談コーナー」や「カウンセリングコーナー」での学生相談やカウンセリング、健康管理センターでの健康相談や保健指導を行っている。ハラスメント防止対策委員会を設置し、ハラスメントに対応できる体制を整えている。

経済的支援については日本学生支援機構奨学金の他、短期大学独自の給付型奨学金として「河野教育振興基金奨学金」「むつみ奨学金 A」「優秀学生表彰制度」を設けている。

〈優れた点〉

○学生食堂では、朝食を 100 円で提供しており、経済的な学生支援だけでなく健康管理の面からも評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、設置基準を満たした校地・校舎に、講義室、体育施設、音楽施設、実習室などを整備するとともに、耐震診断・補強工事の実施など、安全性の確保も含めて適切に運営・管理している。エレベータ、身障者用トイレ、椅子式段差昇降機の設置など、施設・設備のバリアフリー化に取り組んでおり、利便性の向上が図られている。

図書館は、十分な学術情報資料を確保するとともに、授業終了後の開館、卒業生、近隣住民への開放など、利用環境を整備している。学内ネットワーク「HUMANS」を整備し、ICT（情報通信技術）機器の活用による教育の質的向上を目的とした「HUMANS2021 教育研究基盤システム」を稼働させ、情報サービス施設を充実させている。

授業を行う学生数については、教育効果を配慮した適切なクラス分けを行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生は、授業運営などに関する意見・要望を「授業運営に関する意見書」として提出でき、成績評価についても質問可能な制度を有している。各学期末に授業アンケートを実施し、教員はその結果を授業改善に生かすとともに、学生へのメッセージをフィードバック

している。学修支援や学修環境に関する学生の意見・要望は、「在学時調査」「卒業時調査」「卒業生調査」の集計結果を大学運営会議、教育改革推進会議で共有し、業務改善に活用している。

心身に関する健康相談、経済的支援については、健康管理センター、クラス担任、事務各部署が対応している。また、学生支援課カウンターには「なんでも相談箱」を設置し、学生の意見をくみ取るようにしている。

学生生活における学生の意見・要望を受け止め、今後の改善点について学生と意見交換を行う「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」を開催している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、短期大学及び学科のディプロマ・ポリシーを明確に策定し、ホームページで公表している。また、学生・教職員には学生便覧に掲載し、受験生には冊子「教育方針」に明示し、周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し、学則及び履修の規則に定め、学生便覧に掲載し、学生及び教職員に周知し、厳正に適用している。

シラバスには、授業計画、到達目標、成績評価の方法と評価の割合を記載し、成績評価基準を明確に策定している。既修得単位の認定を含めた単位認定基準、GPA(Grade Point Average)制度を用いた進級基準、教務委員会及び教授会の議を経て学長が認定する卒業認定基準などを、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、短期大学及び学科のディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを明確に策定し、ホームページで公表するとともに、学生・教職員には学生便覧に掲載し、周知を図っている。

カリキュラム・ポリシーに沿って編成した教育課程は、カリキュラムマップによって体系的を明確にし、全ての科目にナンバリングを施すことで、学修内容を体系的・段階的に理解できるようにしている。ルーブリック評価や学修ポートフォリオを導入し、学生が振り返りながら学修目標を設定できるような教授方法の開発を行うとともに、LMS 導入により学修成果の可視化を促進し、また授業アンケートの集計結果を科目担当教員へフィードバックし、教授方法の工夫・改善を行っている。教養教育は全学的組織である「共通教育機構運営委員会」を中心に運営し、専門科目との連携を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、教学アセスメントポリシーを定め、全学レベル、学科レベル、科目レベルの3段階で学修成果を検証するとともに、教育の成果を可視化することを目指し、令和3(2021)年度には、教育改革推進会議を設け、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検、教学アセスメントポリシーの見直しを行っている。令和元(2019)年度に、「兵大 BasicsABC」と「兵大プロフェッショナル力」というカリキュラム大綱を設定し、学生の学びの「見える化」を推進し、同時に学修成果の点検・評価方法を確立している。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして、学生面談システム、授業アンケート、入学時調査、「兵大『学びのカルテ』」、ディプロマ・サプリメント、外部アセスメントテスト等の取組みを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学の使命・目的を達成するために必要な規則等を整備し、それらに基づく適切な教学マネジメント体制を構築している。副学長と学長補佐を置き、組織上の位置付けや役割、権限と責任を明確かつ適切に分散することで、大学と合同で実施する会議体である大学運営会議及び教育改革推進会議を中心とした、学長がリーダーシップを適切に発揮できる環境も整備している。また、教育研究に関する教授会の組織上の位置付けや役割も明確に規定しており、かつ、全学的な教学マネジメントの遂行に必要な事務組織体制についても適切に整備、運用している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用及び昇任に関する規則等を適切に整備し、設置基準等の各種関連法令に基づいた適切な人事配置を行っている。また、授業評価の実施及びその結果に対する教員による学生への適切なフィードバック等を通じて、教職員及び学生に対し広く情報を共有している。教職員の学生理解促進を念頭にした、外部アセスメントテストの結果報告会も行い、その結果は教学アセスメント用のデータとして、学科へもフィードバックしている。加えて、学長直轄のFD・SD オフィスを設置し、研修会や全教職員を対象とした授業公開のほか、教職員カフェなどの独自の特長的な啓発活動も組織的に行っている。

〈優れた点〉

- 教育の質の向上に資する成果を収めた教員を表彰する「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 グッド・プラクティス賞」の選抜を、授業評価アンケートなど学生の声を反映し行っている点は、評価できる。

- 活動報告の一環として、「FD・SD Newsletter」を学長直轄の組織であるFD・SDオフィスが作成し、活動の具体的な様子を定期的に学内に向け発信・啓発している点は、評価できる。
- 短期大学全体として組織的に授業公開制度を整備し、全教員に公開と参観を義務付け、教員相互の研さんを促している点は、評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメント体制の確立を中心とした教育改革を促進するため、学長直轄のFD・SDオフィスを設置しており、教職協働による効率的・組織的な教育の質の向上を図っている。FD・SD活動を一体的に捉え、職員の資質・能力向上を目的としてFD・SDオフィス主催の全学的な研修会を年間計画に沿って実施している。また、職員を対象とした学内外の研修会に参加する機会を設けている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全学的な研究促進に係る事項を検討し、研究機能の一層の高度化、研究力の向上を図る目的で研究推進会議を設置している。専任教員全員に対して個別の研究室を備えており、「研究環境の改善に関するアンケート」を実施することで、研究に従事できる環境の改善を図っている。研究活動を支援する取組みとして、個人研究費の助成に関する規則を整備しており、物的支援と教員の研究時間を確保するため職員が教員の事務的業務の一部を担う人的支援を行っている。

研究を推進するために、附属図書館のほか、学修基盤センター、先進教育研究センター、附属総合科学研究所、実践食育研究センターを設置し、地域連携、地域への生涯学習機会提供の場として機能させている。

研究倫理の確立と厳正な運用のため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における適正な研究活動に関する規程」を定め、専任教員及び研究費担当職員は「研究者倫理教育」を受講

することを義務付けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条にこの法人の目的を定め、法令順守及び理事会が行う業務の権限について、経営の規律と誠実な法人運営に取り組む姿勢を明示している。また、「学校法人睦学園経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度）」「睦学園グランドデザイン 2030」を法人全体で策定、実行し、見直しを図るなど継続的な努力も行っている。クールビズ、照明の LED 化、デマンド監視装置による空調管理、電子会議システムの導入やペーパーレス化など、環境保全に配慮した省資源化にも積極的に取り組み、加えて、人権やハラスメントの防止に関する規則等を整備し、各種研修の実施や周知等も確実にしている。「危機管理ガイドライン」に基づき、重大事態が発生した場合の体制整備を行い、火災や地震等の災害に備えた避難訓練も定期的に計画、実行している。

〈優れた点〉

○携帯可能なポケット版「大地震対応マニュアル」を作成し、全学生と教職員へ配付し、日常的な防災意識の啓発に努めている点は評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の業務遂行に当たり、寄附行為で理事会が法人の最高意思決定機関であることを明確に位置付け、理事会及び評議員会を適切に開催している。理事・監事・評議員の出席状況も良好であり、欠席者については委任状を通じた意思表示も行っている。円滑な法

人運営を図るために必要な、業務及び職務権限の委任に関する規則等も概ね整備しており、常任理事会をはじめとする各種合議体を設置し、法人の日常業務における理事長の迅速な意思決定につなげている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会のもとに学内理事で構成する常任理事会を設置し、また、学長が意思決定を適切に行うための合議機関として大学運営会議を設置している。理事会及び評議員会には、学長はじめ副学長のほか複数人の教職員をその構成員として選出し、一部、評議員会の運営において、実態に即した対応が求められるものの、短期大学と法人の意思疎通と連携を適切に図っている。また、監事は全ての理事会に出席し、年度中間及び期末に行う業務監査等を通じ、理事の業務執行状況を適切に監査している。

〈優れた点〉

- 毎年、法人の創立記念日に全教職員が一堂に集まり、理事長による経営状況の説明などを通じ、法人全体としての意見交換を行っている点は、評価できる。
- 理事長と各所属長が毎月1回定例で、教学面や管理運営面の諸課題について意見交換する懇話会を実施している点は、評価できる。

〈参考意見〉

- 監査報告書の宛先が「理事長」及び「評議員会議長」になっている点は、「理事会」及び「評議員会」に変更することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画として「睦学園グランドデザイン 2030」を令和4(2022)年度に策定し、その裏付けとなる財務計画では「健全な財政基盤の構築」を重点戦略としている。具体的には、日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分」

を参考に、年度ごとの KPI（重要業績評価指標）を定め、経費比率の適正化、経常収支差額比率の改善など、財務運営の改善に向け取り組んでいる。

近年は、法人全体として事業活動収支差額が支出超過傾向であり、内部留保関係の財務比率改善に至っていないが、学生募集を積極的に行うと同時に、経費の縮減等を実施し、財務基盤の安定に向け努めている。

多様な外部資金の導入を意識しており、特にエクステンション・カレッジについては積極的に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○外部資金の導入について、有料のエクステンション・カレッジの開講数が多く、今後も生涯学習やリカレント教育の場の拡充を計画しており評価できる。

〈改善を要する点〉

○法人全体の財務状況について、事業活動収支差額が恒常的に支出超過であり、内部留保資産比率や運用資産余裕比率も低い状況が続いているため、早期の改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、法人において「学校法人睦学園経理規則」「学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則」を整備し、適正な会計処理を実施している。

監査法人による会計監査、監事による会計監査・業務監査を行い、詳細な報告書を作成している。また、監査結果は監事が理事会、評議員会で適切に報告しており、監査法人と監事の監査体制によるガバナンスの強化を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に、「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表する」旨を明記し、内部質保証の客観性及び妥当性の担保、PDCA サイクル機能の適切化の観点から、大学と合同で実施する委員会である大学質保証委員会及び自己点検・評価委員会を設置している。学長を長とする大学質保証委員会は、教育研究等に係る適切な水準維持及びその充実を図るために設置し、教育担当副学長を長とする自己点検・評価委員会は、大学質保証委員会のもとに、大学質保証委員会の活動を推進するために設置しており、内部質保証のための組織の整備及び責任体制を確立している。改善会議体として、「教育改革推進会議」「研究推進会議」「業務推進会議」及び「地域連携推進会議」を設置して、大学質保証委員会、自己点検・評価委員会による自己点検・評価の結果を踏まえて事業計画を策定する仕組みを構築している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学質保証委員会及び自己点検・評価委員会は「内部質保証実施要領」及び両委員会の規則に基づき、自己点検・評価の基本方針の策定、実施の指示・報告、改善措置提言・指示・監理、情報公表など、大学運営会議の議を経ながら、公表への学長決定につなげており、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。また、毎年度作成する「自己点検・評価報告書」は、全学で共有するとともに、ホームページで公表している。IR 推進室を設置して、学内外の諸情報の集計・分析を一元的に行う体制を整備するとともに、学生支援データベースシステム「HUSystem」の稼働により、迅速かつ的確な学生支援ツールを目指し、卒業生には「ディプロマ・サプリメント」、在校生には「学びのカルテ」を発行し、学生の振返りに活用しており、戦略的な短期大学運営の意思決定、推進及び改善を支援している。

〈優れた点〉

○情報の一元化、共有、活用をコンセプトとした独自の学生支援システムとして「HUSystem」を構築し、教職員が組織的に学生個々の成長を支援するとともに、システムの内製化により、スピーディな解決と的確さ、コスト削減を行っていることは高く評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組

みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を内部質保証の最高責任者として、大学運営会議、大学質保証委員会、自己点検・評価委員会、学科・組織体及び改善会議体は、教育目的や三つのポリシーを起点とした自己点検・評価作業を実施し、その結果を教育の改善・向上に反映しており、内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。三つのポリシーに基づく内部質保証を行うため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部アセスメントポリシー」を策定し、全学・教育課程・科目の三つのレベルにおいてそれぞれ PDCA を実行し、アセスメント体制に基づき、学生の学修成果を検証することにより、教育効果を可視化し、教育の質保証に役立てている。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ、短期大学運営の中期計画を策定しており、内部質保証の仕組みは機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 地域連携の方針と組織体制

- A-1-① 短期大学の使命・目的を踏まえた地域連携方針の明確化
- A-1-② 地域連携のための組織体制の整備
- A-1-③ 地域連携を組み込んだ教育課程の整備

A-2. 地域社会との連携活動

- A-2-① 行政との連携
- A-2-② 地域団体との連携
- A-2-③ 地域住民との連携
- A-2-④ 高等学校との連携

【概評】

短期大学の使命・目的を踏まえた地域連携方針を明確にするため、平成 20(2008)年に地域とのつながりを重視する地域貢献型大学を目指すことを表明し、また、令和 5(2023)年より開始した「睦学園グランドデザイン 2030」において「地域に開かれ地域と共に成長する」を社会連携の目的として掲げ、「地域のステークホルダーとの連携強化」や「生涯学習機能の強化」を重点戦略としている。地域連携のための組織として、社会連携オフィスとエクステンション・カレッジ、ボランティアセンターを設置している。「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」や「子育てプラザ」、地域との連携による子育て支援、「協働のまちづくり市民会議×熟議」の活動に、正課授業の一部として学生を参画させ、高い教育効果

を挙げている。

「包括的な連携のもと、多種多様な分野で相互に協力することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある地域社会の形成及び発展並びに人材育成等に寄与すること」を目的に、近隣行政機関との連携を図るため、七つの機関と連携協定を締結している。また、「包括的な連携のもと、人的・知的財産や特色ある資源の活用を図り、多様な分野で協力し、活力ある地域の形成及び発展並びに人材育成等に寄与すること」を目的に、商工会、企業、各種法人等、多様な地域団体と連携協定を締結し、さまざまな交流を行っている。地域住民とは、「保育士キャリアアップ研修」「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」等で、連携を図っている。高等学校との連携としては、「高大連携教育協定」「包括的連携協力協定」を締結し、探究学習支援等の四つの事業を行っている。